○農林水産省告示第二千二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛媛県東温市則之内字上永野甲二一一〇、大洲市蔵川字川口甲一五八九、甲一五九〇、甲四三六三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上永野甲二一一〇・字川口甲一五八九・甲一五九〇・甲四三六三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県三次市布野町上布野字鳥越二三一の四、二三四、二三八、二四一、布野町横谷字吸谷八〇の四、八〇の八、八一の三、吉舎町檜字西山三〇二、三〇三の二、三一三、字土井四〇七の一、吉舎町辻字高岡山八〇八、八三〇の六、八三二、作木町香淀字下郷一八六の一、一八六の二、一八八、一九〇、一九一、一九四から一九六まで、一九九、二〇三の一、二〇四の一、二二二、二二五の一、二二五の二、二二八、二二九の一、庄原市東城町田黒字栃谷二五一の一（次の図に示す部分に限る。）、山内町字深田山二八の一、二九、三〇、三二、三三の一、五七から六〇まで、六一の一、六一の二、六二、字深田谷二四二の一、二四二の二、川西町字大仙七六、字御堂六九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥越二三一の四・二三四・二三八・字吸谷八〇の四・八〇の八・字西山三〇二・三〇三の二・三一三・字土井四〇七の一・字高岡山八三二・字下郷一八六の一・一八六の二・一八八・一九〇・一九九・二二五の一・二二五の二・二二八・二二九の一・字深田山二八の一・二九・三〇・六〇（以上二十三筆について次の図に示す部分に限る。）、字栃谷二五一の一、字大仙七六、字御堂六九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町下黒坂字蕎麦谷一三〇八の一、一三一〇の三から一三一〇の七まで、一三一〇の九、一三一〇の一七、一三一〇の一九、一三一〇の三二、一三一〇の三三、一三一〇の三五、一三一〇の三六、一三一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字下名栗字丹木林一九〇八、一九一〇（次の図に示す部分に限る。）、一九一一、大里郡寄居町大字西ノ入字後山四〇一の一、四〇一の三、四〇二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字丹木林一九〇八・一九一〇・一九一一・字後山四〇一の一・四〇二の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁並びに飯能市役所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千五百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十二年十二月二十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(一)　梶毛川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十三年建設省告示第千五百三号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に在する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間並びに、標柱五号と六号を結んだ線から石内川合流点までの区間の梶毛川の官地境界線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域

広島県広島市佐伯区五日市町大字石内

字神原　二二三五番三　一号

二二五〇番一　二号

字谷角　甲二五三五番一　三号

字押入山　一九一四番　四号

字大迫　二七七七番一　五号

二七九七番二　六号

○国土交通省告示第千五百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月二十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

梶毛川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に在する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と十号を結んだ線から石内川合流点までの区間の梶毛川の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域

広島県広島市佐伯区五日市町大字石内

字道々谷　三〇二九番三　一号

字大迫　二七八五番一　二号及び三号

二七七七番一　四号

二七九七番二　五号

二七八八番一　六号

二七八五番四　七号

二七八七番三　八号

二八三三番一地先河川敷　九号

二八三六番一　十号

○国土交通省告示第千五百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月二十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫